

職務権限規程

一般社団法人宮崎県理学療法士会

(趣旨)

第1条 この規定は、一般社団法人宮崎県理学療法士会定款第26条及び細則第7条、組織図に基づき、会務の運営を実施するための局・担当理事・部・委員会の業務分掌について定め、この法人の組織的かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(事務局)

第2条 事務局担当理事は総務部、財務部、広報部を統括する

1 総務部

- 1) 総会議事録等、重要文書類の整理、保管に関する事項
- 2) 理事会議録の記録、整理及び保管に関する事項
- 3) 公印の管理に関する事項
- 4) この法人が所有する機器、備品その他物品の整理、保管および処分に関する事項
- 5) 事業及び会務の記録の整理保管に関する事項
- 6) 公益社団法人日本理学療法士会及びこの法人が発行する刊行物の整理、保管に関する事項
- 7) 文書の收受、発行および管理に関する事項
- 8) 日本理学療法士協会事務局および九州ブロック会等の連携に関する事項
- 9) 各部に属さない対外的な事項
- 10) 理学療法士への情報提供に関する事項
- 11) 入会・異動・休会手続き等の記録ならびに管理に関する事項
- 12) 会員名簿の作成、整理等に関する事項
- 13) その他会員管理に関する事項
- 14) 災害時における会員の安否並びに被害状況の把握に関する事項
- 15) その他各部に属さない会務に関する事項

2 財務部

- 1) 予算および決算に関する事項
- 2) 現金および公金書類等の記録ならびに管理に関する事項
- 3) 会費および諸費の徴収、整理等に関する事項
- 4) 旅費および諸経費の支出、整理等に関する事項
- 5) 現金出納簿、出金および入金伝票、財産目録、収支決算書等の会計上の帳簿類の整理ならびに管理に関する事項
- 6) その他財務に関する事項

3 広報部

- 1) 機関紙(ニュース等)の企画、編集、発行に関する事項
- 2) この法人が主催または共催する各事業や活動の広報、啓発に関する事項
- 3) ホームページの管理運営に関する事項

- 4) 理学療法士の社会的地位向上のための啓発活動に関する事項
- 5) その他の広報に関する事項

(学術局)

第3条 学術局担当理事は学会部、研修部、生涯学習部を統括する

1 学会部

- 1) 理学療法および関連領域の学術的、技術的な調査、研究、開発等に関する事項
- 2) 学会誌の企画、編集、発行に関する事項
- 3) その他学会に関する事項

2 研修部

- 1) 理学療法士の資質の向上を図るための研修会、講習会等の企画と運営に関する事項
- 2) その他研修に関する事項

3 生涯学習部

- 1) 生涯学習(研修、登録、認定、専門理学療法士制度)に関する事項
- 2) 臨床実習指導者講習会に関する事項
- 3) その他生涯学習および教育に関する事項

(社会局)

第4条 社会局担当理事は、地域包括ケア推進部、スポーツ健康増進部、小児部を統括する

1 地域包括ケア推進部

- 1) 理学療法士の職域拡大に関する事項
- 2) 地域リハビリテーションに関する理学療法士の資質向上を図るための研修会等の企画と実践に関する事項
- 3) 医療関係団体等、他団体との交流促進に関する事項
- 4) 地域リハビリテーションに関する活動、調査、研究および指導、援助、協力等に関する事項
- 5) リハビリテーション相談事業等地域住民への理解と啓発等のための活動に関する事項
- 6) その他の地域包括ケアシステム構築及び推進に関する事項

2 スポーツ健康増進部

- 1) スポーツに関わる児(者)の社会促進のための指導、援助および協力等に関する事項
- 2) スポーツに関わる児(者)の運動、スポーツ活動の援助および協力等に関する事項
- 3) スポーツ団体との連携、援助および協力等に関する事項
- 4) その他のスポーツに関わる児(者)の問題等に関する事項

3 小児部

- 1) 障害児(者)の社会促進のための指導、援助および協力等に関する事項
- 2) 障害児(者)の運動、レクリエーション等の活動援助および協力等に関する事項
- 3) 障害児(者)団体との連携、援助および協力等に関する事項
- 4) 障害児(者)に係る事業の企画と運営に関する事項
- 5) その他の障害児(者)の問題等に関する事項

(職能局)

第5条 職能局担当理事は医療保険部、介護保険部、ライフサポート部を統括する

1 医療保険部

- 1) 医療サービスに関する事項
- 2) 医療動向の把握に関する事項
- 3) 医療動向情報の提供に関する事項
- 4) 医療保険の実態に関する事項
- 5) 医療保険上の諸規則の適正化に関する事項
- 6) その他

2 介護保険部

- 1) 介護サービスに関する事項
- 2) 介護動向の把握に関する事項
- 3) 介護動向情報の提供に関する事項
- 4) 介護保険の実態に関する事項
- 5) 介護保険上の諸規則の適正化に関する事項
- 6) その他

3 ライフサポート部

- 1) 社会保障制度に関する情報提供や研修会等の企画と運営に関する事項
- 2) 復職支援事業として就職活動の相談窓口業務(ホームページ上に求人内容の掲載)や支援(再就職や就業継続他)に関する事項
- 3) 就労や研修に関する調査・運営に関する事項
- 4) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- 5) ライフスタイルの変化に伴う心身のための研修会等の企画と運営に関する事項
- 6) その他

(ブロック担当局)

第6条 ブロック担当理事は、県北ブロック、児湯ブロック、宮崎市郡北部ブロック、宮崎市郡南部ブロック、西諸ブロック、都城市郡ブロック、県南ブロックを統括する

1 各ブロックに付与される職務権限は下記の通りとする

- 1) ブロック会員の親睦、交流に関する事項
- 2) ブロック会員の動向(行政機関との関わり)の把握に関する事項
- 3) ブロック会員の学術、技術の研鑽等に関する事項
- 4) ブロック会員の情報および連絡の伝達並びに意見等の把握に関する事項
- 5) 他のブロックとの連携、情報交換等に関する事項
- 6) 行政および協会からの委託事業等の実践に関する事項
- 7) その他ブロックの問題に関する事項

(委員会)

第 8 条 委員会担当理事は、倫理委員会、選挙管理委員会、災害リハ委員会、政策対策委員会を統括する

1 倫理委員会

- 1) 職業・研究倫理についての教育、啓発およびその他資質向上に関する事項
- 2) 職業・研究倫理についての協会および他の関係団体等との連携に関する事項
- 3) その他職業・研究倫理活動に関する事項

2 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、選挙規定にて別に定める

3 災害リハ委員会

- 1) 災害時および災害準備についての教育、啓発およびその他資質向上に関する事項
- 2) 災害時および災害準備についての JRAT や県および他の関係団体等との連携に関する事項
- 3) その他災害時および災害準備の活動に関する事項

4 政策対策委員会

- 1) 政策立案に関する事項
- 2) 組織代表ならびに関係各所との意見交換に関する事項
- 3) 政治セミナーなど各種勉強会に参加する事項
- 4) その他、政策検討に関わる事項

附則

1 この規定集は、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する

2 この規定は、一部改正し、令和元年 11 月 16 日より施行する

3 この規定は、一部改正し、令和 2 年 4 月 1 日より施行する

4 この規定は、一部改正し、令和 5 年 8 月 26 日より施行する